

エルダーランド居宅介護支援センター 利用約款

この約款は、利用者が、エルダーランド居宅介護支援センター（以下、「当事業所」という。）が提供する指定居宅介護支援（以下、「サービス」という。）を利用する場合の取扱いについて定めるものです。

併せて、この約款が契約の内容となりますので、この約款に同意したうえで、サービスをご利用ください。

（約款の目的）

第1条 当事業所は、要介護状態にある利用者（以下、「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されることに配慮したサービスを行い、一方、利用者は、当事業所に対し、そのサービスに対する料金を代理受領又は償還払いによって支払うことについて取り決めることを、この約款の目的とします。

（約款の効力）

第2条 この約款は、利用者が居宅介護支援利用同意書を当事業所に提出したときから効力を有します。但し、このサービスの終了（解約のこと。以下同じ。）後に再度、このサービスを利用する場合は新たに同意を得ることとします。

（サービスの内容）

第3条 当事業所は次のサービスを提供します。

- ① 介護支援専門員による居宅サービス計画の作成
- ② 課題分析の実施
- ③ 居宅サービス計画原案の作成
- ④ サービス担当者会議等による専門的意見の聴取
- ⑤ 居宅サービス計画の説明及び交付
- ⑥ 居宅サービス計画の実施状況等の把握及び評価等
- ⑦ モニタリングの実施
- ⑧ 介護保険施設への紹介その他の便宜の提供
- ⑨ その他居宅サービス計画の作成に関する必要な援助

（利用料金）

第4条 当事業所が提供するサービスに係る利用料金は、代理受領がなされる場合には、介護保険から全額支給されますので、利用者の自己負担はありません。

(サービスの終了)

第5条 利用者は、いつでも、このサービスの利用を終了することができます。

- 2 当事業所は、人員不足等やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1か月間の予告期間において、その理由を示した文書で通知することにより、サービスを終了することができます。
- 2 当事業所は、利用者又はその家族が、事業所又はその従事者に対して、サービスの提供を継続し難いほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにサービスの提供を終了することができます。
- 3 次の場合には、このサービスは自動的に終了します。
 - ① 利用者が医療機関又は介護保険施設に入院又は入所した場合
 - ② 利用者が要介護認定において非該当又は要支援と認定された場合
 - ③ 利用者が介護保険の被保険者としての資格を喪失した場合
 - ④ 利用者が死亡した場合

(秘密保持等)

第6条 当事業所は、利用者の個人情報については「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、その適切な取り扱いに努めます。

- 2 当事業所及びその従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。
- 3 当事業所は、次の場合には、利用者又はその家族の個人情報を用います。
 - ① 居宅サービス事業者等へサービスの利用に関する介護情報を提供する必要がある場合
 - ② 医療機関等へ適切な在宅生活のための療養情報等を提供する必要がある場合
- 4 第1項から前項までの事項は、サービス終了後も同様の取り扱いとします。

(この約款に定めない事項)

第7条 この約款に定めない事項については、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、双方が誠意を持って協議して定めることとします。

居宅介護支援 利用同意書

エルダーランド居宅介護支援センターの居宅介護支援を利用するに当たり、重要事項説明書及び利用約款を受領し、これらの内容に関して、担当介護支援専門員による説明を受け、これらを十分に理解したうえで、その利用に同意します。

令和 年 月 日

<利用申込者>

氏名

<家 族>

氏名

エルダーランド居宅介護支援センター

管理者 斎 藤 君 江 様

